

答弁書第四八号

内閣参質一七六第四八号

平成二十二年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員西田昌司君提出政治と金の問題についての菅総理大臣の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員西田昌司君提出政治と金の問題についての菅総理大臣の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「小沢氏の政治と金の問題」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

三及び五について

お尋ねについては、政治家個人又は特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

四について

個別の事案が政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の規定に違反するか否かについては、
具体の事実に即して判断されるべきものと考ええる。

